

三好市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、平成26年10月31日に監査委員に提出された三好市長措置請求書について、同条第4項の規定に基づきその結果を下記のとおり公表する。

平成26年12月22日

三好市監査委員 平 田 健 一

三好市監査委員 平 田 政 廣

記

第1 請求人

(略)

第2 請求の受理

本請求について、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成26年10月31日に受理した。

第3 請求の趣旨（原文のまま記載する。ただし、個人名については省略する）

1 要旨

三好市長は、平成23年度から25年度にかけて特定非営利活動法人阿波池田(以下、NPO法人阿波池田という)に対し、シンヤマ高台付近草刈り業務及びシンヤマ地区道路修繕に伴う原材料・重機使用料合計187万7433円を支払っているが、この支出は三好市土地開発公社所有地(シンヤマ3842番1)及び同土地開発公社前理事(氏名略)の個人所有地(シンヤマ3842番4、3842番5)の保全を目的とした草刈り等に係る支出であり、三好市一般会計予算で支出すべき範囲外の違法支出である。またこの支出は不要不急の違法支出である。この公金違法支出によって、各年度の三好市長は市に対し損害を与えたので、(氏名略)前市長は158万9433円を、(氏名略)市長は28万8千円をそれぞれ市に支払うよう求める。また、三好市はNPO法人阿波池田ならびに(氏

名略) に対し、上記金額のうち 93 万 4333 円の返還を求めよ。これが返還された場合、(氏名略) 前市長の損害賠償額は 65 万 5100 円に減額するものとする。

2 理由

三好市長は、平成 23 年 9 月 26 日にシンヤマ高台付近草刈り業務委託料として 16 万 7100 円を、平成 24 年 4 月 10 日にシンヤマ高台草刈り・竹林伐採・清掃業務委託料として 21 万 2000 円を、平成 24 年 5 月 25 日に新山地区道路修繕に伴う重機使用料として 50 万円を、同日に新山地区道路修繕に伴う原材料として 43 万 4333 円を、平成 24 年 9 月 25 日にシンヤマ高台付近草刈り業務委託料として 10 万 8 千円を、平成 24 年 12 月 10 日にシンヤマ高台付近草刈り業務委託料として 16 万 8 千円を、平成 25 年 8 月 9 日にシンヤマ高台付近草刈り業務委託料として 14 万 4 千円を、平成 25 年 11 月 8 日にシンヤマ高台付近草刈り業務委託料として 14 万 4 千円を NPO 法人阿波池田に支払い、合計 187 万 7433 円を同 NPO 法人に支払っている。

しかし、この三好市池田町シンヤマ 3842 番 1 の山林は、三好市土地開発公社が平成 21 年 6 月 5 日に元所有者から売買取得したところの同土地開発公社の所有地であって、三好市は一般会計の財源で買い取りしておらず、しかも、定住促進対策事業についてはシンヤマ高台付近を未だ事務事業の範囲に入れていないのであって、具体的な事業計画がなく、それゆえに一般会計の予算の範囲外対象である。

ところが、三好市は一般会計において平成 23 年度から上記シンヤマ高台付近草刈り等予算を継続する事業として組んでいる。これは地方公共団体としての市の予算に、地方公共団体でない土地開発公社の事業予算を組んでいる。このことは地方自治法第 209 条及び第 210 条の裁量誤りである。地方公共団体は歳入歳出の一切を予算に計上しなければならないが、土地開発公社の事業費用の一部を計上してはならない。そのうえ、地方財政法第 4 条は費用最小の原則を定めており、これらの事業は不要不急であるから違法である。

シンヤマ高台境界付近の分筆当時の現況写真のとおりであれば、元は法面がなく安定している所である。その後、上記支出がおこなわれたのは、事業計画がない所に草刈りや擁護壁工事がなされたものであり、市が買い戻す時

期も不明であるから、すでに投入された上記 187 万 7433 円が取り返しつかない損害を発生させている。

それらの事業の態様は、すべて随意契約で N P O 法人阿波池田に毎年度継続しており、各年度の事業が、事実上、一体不可分の契約である。この N P O 法人の平成 23 年度 24 年度事業報告書では事業内容が新山地区道路草刈り活動・年 2 回春秋実施とされており、最終支出は平成 25 年 11 月 8 日である。

また、N P O 法人阿波池田と同法人監事役員の（氏名略）は、架空請求により上記新山地区道路修繕に伴う重機使用料・原材料費計 93 万 4333 円の公金を違法に支出させ、墓地埋葬法に違反する（氏名略）家墓地との境界の擁護壁工事を同法人が施工したことにより、市に対し同額の損害を与えた。この N P O 法人の平成 24 年度事業会計収支計算書に記載された経常支出の部資材費は総額 37 万 1755 円しかなく、公金が他に使われたことを示す。

以上、本件公金支出は目的、態様、金額いずれの観点においても違法支出であり、三好市長及び N P O 法人阿波池田、（氏名略）らは民法第 709 条の規定により、市に対し損害賠償責任がある。

3 事実証明資料

各支払い命令票・添付写真・請書・請求書写し、シンヤマ 3842 番 1、3842 番 4、3842 番 5 の登記簿写し、（氏名略）家墓地写真、シンヤマ高台付近用地測量業務(境界)写真、特定非営利活動法人阿波池田定款・事業報告書

第4 監査請求の受理・不受理の判断

地方自治法第 242 条第 2 項により、支出行為が終わった日から 1 年を経過したものについては、本条第 1 項の住民監査請求をすることができない。

よって、平成 25 年 11 月 8 日にシンヤマ高台付近草刈り業務委託料として支払った 144,000 円の支出行為（以下、「本件支出行為」）についてこれを受理し、判断するものとし、その余については支出行為が終わってから 1 年を経過しているため、これを却下(不受理)する。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

本監査請求書記載事項及び請求人の陳述により、本件支出行為が違法又は不当であるかどうか、そしてこのことにより市に損害が生じているかを監査の対象とした。

2 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成26年11月14日に請求人から陳述を受けたが、新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象者

土地開発公社の所管課である地域振興課長に事情説明と関係書類の提出を求め、平成26年11月14日に事情聴取を行った。

4 監査対象者の説明

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

問題となるシンヤマ3842番1の土地については、三好市が三好市土地開発公社と三者契約により登記した土地であるが、事務処理的には買戻しをしていない土地の維持管理は三好市土地開発公社で行うことがより適切な処理であると思われる。

しかし今回、登記簿上は三好市が所有者となっていたことから、土地の適正な維持管理のため草刈りを実施した。

本件支出行為は、本件土地の維持管理上必要な支出である。

5 監査委員の判断

本件支出行為の判断の前提として、三好市の依頼により三好市土地開発公社（以下、「公社」）が先行取得した用地であるシンヤマ3842番1の土地（以下、「本件土地」）の事情につき、以下に判断を示す。

土地開発公社とは、地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために必要な土地等の取得および造成その他の管理等を行わせるため、単独で、または他の地方公共団体と共同して設立することができる法人（公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項）をいう。土地開発公社に対する出資は、地方公共団体のみに限られている（同法第13条第1項、第2項）。

以上のような土地開発公社の性質は、三好市においても同様である。

公社は、三好市より依頼を受けて土地を先行取得することを主な事業と

しており、先行取得した土地については最終的な所有権の帰属主体は三好市となる。

このような公社の事業の性質に加え、市民の一般的な認識からみれば、本件土地の所有者が三好市と公社のどちらであろうと、実質的には三好市の所有であると判断したとしても無理からぬところである。

上記の本件土地の事情を前提に、以下に本件支出行為の適否について判断を示す。

本件支出行為は、本件土地の維持管理に必要な草刈りの費用として、三好市からNPO法人阿波池田に支払われたものである。本件の事情聴取及び提出された資料等から、実質的に三好市が所有していると判断した本件土地の維持管理に必要な範囲で草刈りが行われており、支払われた金額144,000円もこれに掛かる費用として妥当なものであるといえる。

本件は、登記簿上は三好市の所有でありながら、所有権者は公社であることから、三好市から公社に支払う事業費の中に本件土地の維持管理費も含め支出し、必要な草刈り等の管理行為は、所有権者たる公社が当該事業費の中で実施することが望ましいといえる。

しかしながら、本件支出行為は事業費の中に費用として計上されてはいなかったものである。すなわち三好市より直接に事業実施者に支払われるか、あるいは公社から事業実施者に支払われるかという違いであり、二重または過度に維持管理のための費用を支払ったという事実は認められず、本件支出行為により三好市において損害を被ったとはいえない。

よって、本件土地の維持管理について必要性が認められ、支払金額も妥当であることから、本件支出行為については「違法若しくは不当な公金の支出」（地方自治法第242条第1項）にあたらないと判断することが相当である。

第6 監査の結果

調査した結果、監査委員としては、本件支出行為について違法性・不当性が認められないため、本件請求を棄却する。

しかしながら、前述のとおり所有者が三好市ではなく、三好市土地開発公社である場合に、三好市から維持管理に関する費用を支払うという事務の在り方については、必ずしも適切とはいえない。

これまでどおり三好市が土地を管理するのか、あるいは三好市土地開

発公社において管理するのか、維持管理の在り方についても適切に事務が処理されることを三好市長に要望する。